

北九州 ESD 検討会設置要綱

(目 的)

第 1 条 環境未来都市の実現を目指す北九州市で進めている、持続可能なまちづくりを担う人材育成「ESD（持続可能な開発のための教育）」活動の全市的な普及を図るため、北九州 ESD の今後のあり方についての総合的な検討及び北九州 ESD 協議会が策定した北九州 ESD アクションプランの改定に向けた助言や専門的な意見をいただくことを目的に、協議会内に北九州 ESD 検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所轄事項)

第 2 条 検討会では、次の事項について検討し、協議会に意見を提出する。

- (1) これまでの活動の成果、現在の ESD の普及状況
- (2) ESD 推進における課題
- (3) 今後の方向性（目指すべき姿とそのための取組みや推進体制等）
- (4) 新アクションプランについて

(組 織)

第 3 条 検討会は別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 検討会に座長を置く。
- 3 座長は検討会を代表し、会務を総理する。

(報酬及び旅費)

第 4 条 委員が会議の招集に応じて検討会に出席したときは、報酬及び旅費を支給することができる。

(事務局)

第 5 条 検討会に事務局を置く。

- 2 事務局は会議の開催に必要な事務を行う。
- 3 事務局は、北九州 ESD 協議会に置く。

(欠格条項)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するものは、委員の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

(2) その他、社会通念上、委員にふさわしくないと判断されるもの。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は別に定める。

2 委員の任期は、令和3年6月30日までとする。

付則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規定は、令和2年9月1日から施行する。